

JR高槻駅北東地区
デザインガイドライン



平成20年7月1日

J R 高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会

目次

1. デザインガイドラインの目標と特色	1
1-1. はじめに	1
1-2. 間と景観	1
2. デザインガイドラインの構成	2
2-1. デザインのコンセプト	2
2-2. デザインイメージの共有	2
2-3. デザインコントロール	2
3. 全体のデザインコンセプト	3, 4
3-1. デザインコンセプト	3
3-2. 3つのエリアコンセプト	4
3-3. 5つの景観軸コンセプト	4
4. デザインと街並み形成	5~24
4-1. デザインの基本的な考え方	5, 6
4-2. ユニバーサルデザイン	7
4-3. 公共公益空間のデザイン	8
4-4. 建築物のデザイン	9, 10
4-5. 緑のデザイン	11, 12
4-6. 照明のデザイン	13, 14
4-7. サイン・屋外広告物のデザイン	15~17
4-8. デッキのデザイン	18, 19
4-9. 舗装のデザイン	20, 21
4-10. ストリートファニチャー等のデザイン	22, 23
4-11. 色彩計画	24
5. デザインガイドラインによる景観形成	25

1. デザインガイドラインの目標と特色

1-1. はじめに

高槻市(広域的に大阪府)には、水路・運河が多くあります。昔から水(水路・運河)は、人々を富ませ、災害・防備に利用してきました。高槻市にとって水・緑(自然)は、歴史的なシンボルとなります。現在でも高槻市では水路が多く利用され、生活の中に生きています。自然と共に生き良く理解し、うまく利用することで、たくさんのご恩恵を享受してきました。この知恵を継承し、豊かな生活、暮らしを育んでいける空間・都市・まちづくりを心掛けていきたいと考えます。そこで、その為には一つの指針(ライン)を定めることが必要となってくることから、このデザインガイドライン(以下、ガイドライン)を作成しました。

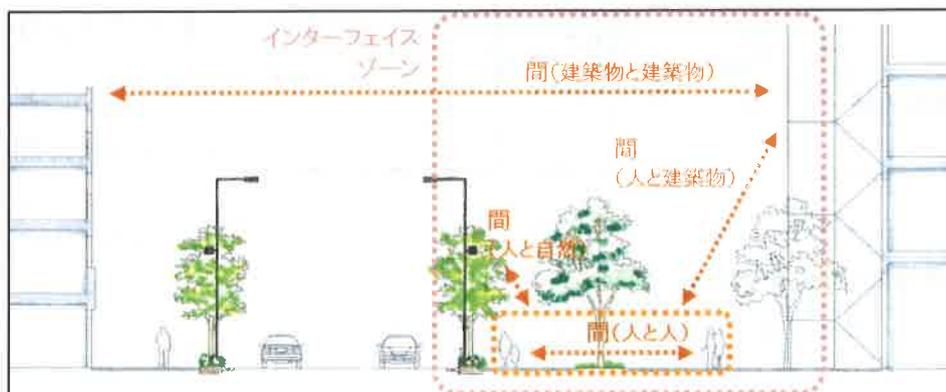
当地区は、JR高槻駅の北東地区に位置し、自然と歴史的資源の多い地区となっています。近年、そのような資源を残したり生かしたりしつつも賑わいのある多様な主体が関われる都市づくりとして、民間発意によるまちづくりが注目されています。そして、変化と統一感のある良好な景観を形成する為にも、民間主体による民間発意の組織(JR高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会)を発足し、多くの主体がデザインのイメージを共有することが重要となります。ガイドラインは共有化されたデザインイメージの集大成として、入念な協議により加筆及び修正を行いながら、より良いものを目指していきます。協議が進みまちづくりのイメージであるガイドラインが合意形成に至った後には、ガイドラインをベースに都市景観をデザインする事となります。その事によって変化がありながらも統一された魅力的な景観を形成する事ができ、また地区のブランド力が向上し人が集まる賑わいある空間をデザインすることができます。

また、ガイドラインは協議によって常に進化し、まちづくり全体における設計・整備だけにとどまらず、維持管理も含めてまちの魅力を高める事ができます。ガイドラインによって当地区の魅力は増し、多くの人が集まり、賑わいのあるまちをつくる事ができ、高槻市のランドマーク的な地区として永続的にまちの記憶になっていく事と考えます。

1-2. 間と景観

“人と人”、“人と建築物”、“人と自然(水・緑)”、“建築物と建築物”、“建物とまち・社会・文化・歴史”との関係の中で、様々な景観やデザイン等が創出されます。豊かなまちづくりには、さまざまな関係性である“間”を大切にすることが重要であると考えられます。

景観における関係で最も重要になってくる“人と建築物”を結びつける役割を担うものとして、インターフェイスゾーンがあります。エリアの縁にあるインターフェイスゾーンに内在する、景観を構成する要素をデザインコントロールすることによって「豊かな緑と水辺のある、歴史はぐくむ街づくり」の実現への可能性が開け、統一された景観形成を図ることができます。



3. 全体のデザインコンセプト

3-1. デザインコンセプト

デザインによって5つの景観軸をもとに変化と統一感のある調和のとれた街並みを整備するとともに、安全・安心かつ快適で環境に優しいまちづくりを目指します。

対象	コンセプト
3つのエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・全体では「産・学・遊・住・福祉」と様々な用途の建築物を計画します ・デッキ及び広場等を設け、賑わいのある空間を形成します ・緑のあふれる空間を形成します ・ユニバーサルデザインにより安全・安心かつ快適な空間を形成します
5つの景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・変化と統一感のある5つの景観軸を形成します ・緑のあふれる空間を形成します ・ユニバーサルデザインにより安全・安心かつ快適な空間を形成します
景観軸の交差空間	<ul style="list-style-type: none"> ・緑と賑わいの雰囲気融合し、人の集まる空間を形成します ・視認性の高い安全・安心かつ快適な空間を形成します



3-2. 3つのエリアコンセプト

- Aエリア…賑わいとふれあい、豊かな緑あふれる「産」・「遊」・「住」などの空間、
様々な人々が交流できる賑わい空間とします。

【賑わいと暮らしのいきいきゾーン】

- Bエリア…コミュニティーの場、豊かな緑を内包したくつろぎ・到着感のある安全・安心かつ快適な
「遊」・「住」・「福祉」などの空間とします。

【世代をつなぐ暮らしと交流ゾーン】

- Cエリア…地域に開放された交流の拠点、
地域の防災拠点として自然に囲まれた「学」などの空間とします。

【教育・文化・交流ゾーン】

(公園は市民の憩いの場となるような緑豊かな空間とすると共に、周辺住民のため整備された防災拠点とする)

3-3. 5つの景観軸コンセプト

- 出 合 い 軸…周辺市街地との共有資産である北摂山系の山並み、鎮守の杜(上宮天満宮)、などの景観を重要視した街並みを形成します。
自然と歴史、そして新しいまちに集まる様々な人達がお互いに出合える賑わいある空間とします。
- い に し え 軸…緑豊かな安らぎといにしえ薫る街並みを形成します。和のモチーフを現代的にアレンジし西国街道の宿場町・家並みなどの歴史を感じる景観を形成します。
建築物は壁面後退し周辺への圧迫感をやわらげ、公益空間(セットバック部分)を積極的に緑化することで、周辺へ良好な環境を提供しながら、落ち着いた安らぎある空間とします。
- ま な び の 軸…駅から学校までの通学路は、安全・安心かつ快適に歩行できる空間としての街並みを形成します。
- 賑 わ い 軸…デッキレベルでJR高槻駅改札口から各施設及び公園までを繋ぎ、交流機会を育む広場を効果的に設置し、エリア内の賑わいや交流を創出し、歩行者が安全・安心かつ快適にエリア内を回遊できる空間を形成します。
- 緑のふれあい軸…豊かな緑、賑わい、暮らしやまなび等がふれあう華やかさと、季節感豊かな景観を形成します。

4. デザインと街並み形成

4-1. デザインの基本的な考え方

— 豊かな緑と水辺のある、歴史はぐくむ街づくり —

これからの高槻市にふさわしい、人々が安全・安心かつ快適に生活できる、新しい和のデザインを取り入れた、魅力ある街をつくります。豊かな緑と水辺のある、心癒される都市空間を創出します。高槻の伝統を活かし、これから新しい高槻の歴史と文化を育てゆく街をつくります。街並みを構成するさまざまな要素を活かし、人と自然に優しい、調和のとれた統一感のある、明るく落ち着いた、そして心和む魅力ある街、都市景観をつくります。

■街の景観形成の共通認識

“街全体に豊かな緑と水辺を配し、心癒される街に”

緑は人と自然が共生する、潤いのある美しい景観を形成します。レクリエーション空間になるとともに、災害防止、延焼防止、避難地、防災活動の拠点となり、都市の安全性にも大変役立ちます。

そして、都市の熱環境改善のためにも、緑の存在が今後益々重要になります。また、水辺の存在は人の心を和ませてくれます。

まちづくりには、緑と水の効果的な活用を図ることが必要です。豊かな緑と水は都市に美しさと潤いを与え、人にも自然にも優しい、心癒されるアメニティー豊かな街をつくります。

“人々が安全・安心かつ快適に生活できる、心和む楽しい街に”

敷地内には空地を設け、災害に強い都市空間とします。それらの緑や公開空地の連続性に配慮した景観形成を図るとともに、デッキによる、歩行者空間ネットワークを創造します。

魅力ある商業空間、快適な住環境、充実した教育環境を緑あふれる歩行者空間で結び、安全・安心かつ快適な、心和む歩いて楽しい街をつくります。



“高槻の伝統を活かし、これからの高槻の歴史と

文化を育んでゆく、趣きのある街に”

JR高槻駅から北へ、大宰府に次いで二番目に古い天満宮とされている上宮天満宮へと続く参道と、敷地の北側を東西に走る西国街道の交差する地の一角に、この新たな街が誕生します。

戦国時代から江戸時代へと高槻城、芥川宿を中心に発展してきた高槻、西国街道、板張りの壁に格子窓、二階にはむしこ窓や出格子窓の町家が、今も風情あるその面影を残しています。そしてこのまちづくりも、高槻の歴史と伝統にまた新たな文化を加え、明日へと引き継いで行くことに他なりません。高槻の伝統文化を活かし、後世に誇りを持って伝えることのできる、歴史と文化を育んでゆく街をつくります。



“各エリアの特性を活かし、変化と統一感のある

調和のとれた、魅力ある街に”

魅力ある商業空間、快適な住環境、充実した教育環境、それぞれのエリアの方針を定め、その方針に基づいてデザイン基準を定めます。それぞれのエリアの特性に合った空間づくり、変化に富んだ心地よい景観づくり、表情豊かな中にも調和の取れた、街全体としての統一感のある美しく魅力ある街をつくります。

“各事業者は、周辺環境に配慮し、協力して

これからのまちづくりの手本となる街に”

まちづくり協議会は、周辺環境に十分配慮し、各者(各事業者)が協力・協調かつ協働し、多くの人々が訪れ、暮らし、住み続けたいくなるような、持続可能な魅力ある景観形成を推進します。

更に、まちづくりの核となり、周辺地域と協力し共に地域の活性化を図り、周囲へ波及していきながら、これからのまちづくりの手本となる様な街づくりを目指します。

4-2. ユニバーサルデザイン

▼基本方針

—すべての人にやさしい安全・安心かつ快適に
住み続けられる空間にします—

▼ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、端的には「すべての人に利用可能なように、デザインする」ということです。「年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心かつ快適に利用しやすいよう、建築物、製品、サービスなどをデザインする」という考え方で、7つの原則^{注1}が基本となっています。この考え方は、アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏がバリアフリーにかわる概念として提唱したものです。

当地区の街づくりにおいても、全てにユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、人に優しいまちづくりを行うことが必要です。

▼ユニバーサルデザインによる「だれにでも優しいまちづくり」

ユニバーサルデザインの考え方のもとに、だれもが、「より安全に」、「より安心して」、「そして「より快適に」暮らすことのできるようなまちづくりを進めるためには、第一に「人」を中心に据えたまちづくりが必要です。また、それぞれの人の個性や生き方が尊重されるような社会環境として「多様な生き方が尊重されるまちづくり」が必要です。それは、言い換えると次のような「だれにでも優しいまちづくり」を実現していくことです。

- ・一人ひとりの個性が大切にされるまちづくり
- ・だれもが、安全・安心かつ快適に住み、暮らし続けられるまちづくり
- ・だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参画のできるまちづくり

▼ユニバーサルデザインの方針

◇歩行者空間のユニバーサルデザイン

- ・十分な幅員と段差のない安全な路面とし、特に勾配となる部分は滑りにくい舗装面とし、安全対策に十分配慮した視覚障害者誘導ブロックの適切な設置を行います。
- ・車椅子専用駐車場の設置や、スロープ・エレベータの配置により安全・安心かつ快適に各建築物へ移動できるようにします。
- ・適切な間隔に、だれもが休むことのできる休憩スペースを設置します。
- ・夜間の安全な歩行を確保するためには、必要十分な夜間照明の設置を行います。

◇道路全般のユニバーサルデザイン

車道をはじめ、歩道、公開デッキ、広場などの一体的なバリアフリー化を図ります。



注1 【7つの原則】

- ①だれに利用できること
- ②利用者に応じた使い方ができること
- ③使い方が簡単ですぐ分かること
- ④使い方を間違えても、重大な結果にならないこと
- ⑤必要な情報がすぐに理解できること
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること
- ⑦利用者に応じたアクセスのしやすさと、十分な空間が確保されていること



4-3. 公共公益空間のデザイン

▼基本方針

—変化と統一感があり何度でも訪れたいくなる
質の高い公共公益空間をデザインします—

住民、来訪者が利用しやすい公益的かつ良質な空間の確保と安全・安心かつ快適な広場や歩行者空間の連続的な形成を図ります。また、変化と統一感のあるデザインを行う事により、空間の質を高め何度でも来たいくなるような景観を形成します。

壁面後退部分の緑地・歩行者空間(土地利用上必要な交通の用に供する施設を設ける場合で歩道状空地と調和のとれたものはこの限りでない)及び歩道状態空地は緑豊かで快適に歩行でき歩行者空間として整備します。

▼配慮事項

◇全体での配慮

- ・景観軸の交差空間付近にはアイストップとなる高木(シンボルトリー)の配置を基本とする。
- ・緑化をする場合は、視覚を妨げる様な立体的な緑化は避け、低木植栽等を施し歩行者の安全に配慮する。
- ・安全・安心かつ快適な歩行者空間の連続性を確保に努め、歩道状空地が3mの場合は概ね2mの歩行者空間を確保し、歩道状空地が4mの場合は概ね3mの歩行者空間を確保するものとします。
- ・インターフェイスゾーンである公共空間と公益空間を一体的にデザインし変化と統一感のある空間を創出させます。
- ・変化と統一感のあるデザインをすると共に公益空間の利用方針^{注1}についても考える事により、質の高い賑わいある空間をつくりあげると共に維持管理していきます。

◇出入口での配慮

- ・安全性に配慮し自動車の出入口の適切なデザインを行う。
- ・視認性のあるゆとりの空間を確保し、歩行者の安全に配慮する。
- ・車路、歩道部分の分断を最小限にとどめる様に配慮する。
- ・危険防止対策として、視覚障害者ブロック、回転灯ブザー付きなどの設置を行うこととする。



注1 【公益空間の利用方針】

広場で定期的にイベントなどを開催する など

※上記方針は考えられる例である



4-4. 建築物のデザイン

▼基本方針

—周辺環境に調和し変化と統一感のある
環境にやさしいデザインを創出させます—

▼壁面のデザイン

- ◇低層部^{注1}については周辺環境や周辺建物に配慮したデザインとし、中高層部^{注2}及びペントハウス部では良好なスカイライン等の形成を基本とします。
- ◇低層部の道路や通路に面する部分は、歩行者が楽しく、安全・安心かつ快適に歩けるよう、歩行者の視点に合わせたヒューマンスケールな人に優しいデザインを心がけ、表情豊かな連続性のあるデザインとします。また、夜間景観にも配慮し、安全・安心かつ快適な魅力的なデザインとします。
- ◇低層部の外壁仕上げは、石やレンガ・タイル及び植栽等、自然素材の仕様を推奨し、緑と調和した落ち着いた温か味のある仕上げとし、周囲の建築物と調和の取れた変化と統一感のあるデザインとします。
- ◇高層部は、街並みに配慮し景観に調和するデザインとします。
- ◇デザインは、和のモチーフを現代的にアレンジし、新しい街並みの中にも和を感じることで、これからの高槻を代表するような高槻特有の趣きのある街並み景観を創造するデザインを心がけます。
- ◇格子やルーバーなどの活用及び緑化による日除け対策など、省エネルギーを考慮したデザインを推奨し、壁面緑化、太陽光発電など、環境にやさしいデザインを心がけます。
- ◇建築物の足元廻りには植栽を施すなど、空間を和らげ、緑豊かな景観づくりに努めます。

▼壁面の分節

- ◇周辺の街並みに配慮し、低層部壁面デザインの仕上げ又は形態による分節などにより変化をつけ、単調な表情が連続しないよう工夫します。
 - ・仕上げによる変化
 - 単調な壁面が連続しないよう、仕上げによって変化をつけることに努めます。
 - ・形態による変化
 - 単調な壁面が連続しないよう、スリットや面に凹凸をつける等により変化をつけることに努めます。
- ◇街路に面する建築物は、適切な位置での分節に配慮します。
- ◇街路に面する建築物の壁面の見付面積は、適切な面積での分節に配慮します。



注1 【低層部】

概ね1階から3階までの部分

注2 【中高層部】

概ね4階以上の部分



▼屋根及び頂部のデザイン

◇陸屋根となる部分は、屋上テラス、その他機能上・形態上やむを得ない場合を除き、緑化に配慮します。

▼建築設備類、屋外階段、バルコニー等のデザイン

◇屋外階段、バルコニーなどは、建築物と調和のとれたものとし、一体的にデザインします。

◇物干し用の金物や洗濯物、エアコンの室外機などは見えないように覆うなど工夫します。手すりのデザインや置き方も十分に配慮します。

◇建築設備類(高架水槽、空調機器等)は、直接見えないように位置や囲いに配慮し、目立たせないように工夫します。

▼付属施設(駐車場、駐輪場、ゴミ停留所など)のデザイン

◇機械式駐車場、駐輪場、ゴミ停留場などは、直接見えにくいように位置や囲いのデザインに配慮します。また、緑化などで修景すると共に、建築物や周辺の景観と調和するように配慮します。



4-5. 緑のデザイン

▼基本方針

一人と自然が共生し、より快適な 緑地空間を創出させます

緑は人と自然が共生する、潤いの有る美しい都市空間を形成します。緑は、レクリエーション機能や気象調節、大気浄化などの都市環境改善機能、災害時の避難地や延焼防止など都市防災機能などを有し、都市の熱環境改善や安全性にも大変役立ちます。

建築物の屋上や壁面緑化を促進し、更にそれらをネットワーク化し、視覚的、機能的な緑を増やしていくことが重要です。

▼配慮事項

◇景観配慮

- ・まち全体が緑につつまれるような一体的な緑の景観を創出します。
- ・地域性への配慮や、周辺地域との緑の連続性を受け継ぎます。
- ・街路は、景観軸の骨格を形成する街路樹や沿道の緑化を行います。
- ・オープンスペースは、緑化により積極的に修景します。
- ・街並みが変化する場所は、緩衝帯として緑化を施します。
- ・建築物、構造物等の足元は、緑化により雰囲気や視覚を和らげます。
- ・建築物は、屋上及び外構を含めた立体的緑化の導入を検討します。
- ・建築物間に植栽帯などを設け「クッション」空間とします。
- ・植栽の難しい場所は、花(花壇やプランターの設置)等によってみちに彩りを与えます。

◇環境配慮

- ・舗装面や建築物の輻射熱による熱環境の改善に配慮します。
- ・周囲への風環境の改善に配慮します。
- ・防災上有効に機能する緑地を設けます。

◇地域植生について（日本の重要な植物群落 近畿版 環境庁編 参考）

- ・大阪府下は社寺林が自然植生の中で重要な位置をしめています。
- ・群落の主な常緑樹林
シイ、カシ 等
- ・市街地寄りの主な植生
アラカシ、サカキ、ムクノキ 等
(また小規模な範囲でウバメガシ林の分布やイロハモミジやケヤキ林、ウラジロガシ林が見られます。)
- ・以下、高槻周辺(北摂地区)の主な植生
シイ、シラカシ、クロガネモチ、イロハモミジ、アカメガシワ、アラカシ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、サカキ、カナメモチ、エゴノキ 等
- ・高槻市の主な保護樹林
エノキ、コジイ、ヤマモモ、クスノキ、ムクノキ、クロガネモチ、モッコク、ケヤキ、カツラ 等



※高槻市周辺及び中部地区の植生にも配慮し、常緑を主体に花木等も織り込まれた緑を創出します。

4-6. 照明のデザイン

▼基本方針

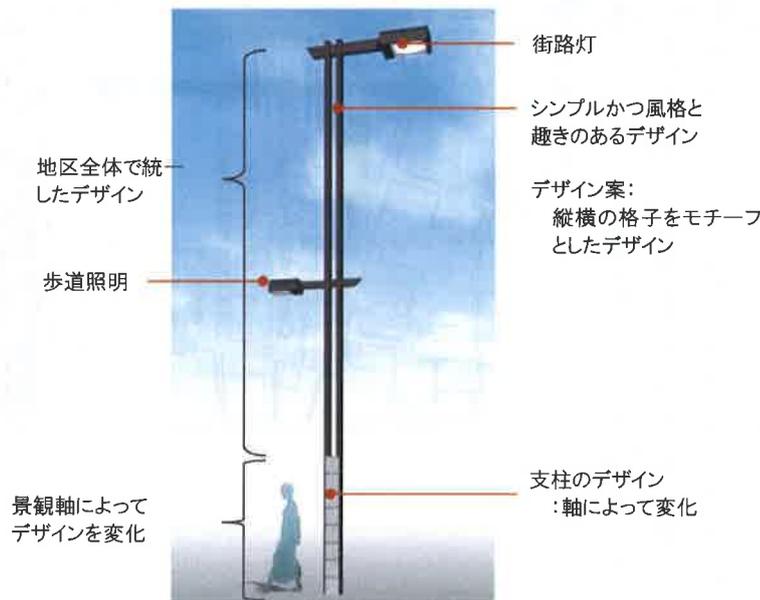
—街がより美しく、より快適で安全な
環境となる照明空間とします—

安全・安心かつ快適でにぎわいのある街を創出させるため、照明をバランスよく適切に配置します。また「道路照明施設設置基準・同解説」に記載してある照明の明るさ^{注1}、路面の明るさ^{注2}及び路面の明るさの濃淡^{注3}の度合いなどに準ずるものとし、公共空間と公益空間が一体となった照明空間を創出します。

▼配慮事項

- ・景観軸との調和
 - …照明計画は景観軸に沿ったものとし地域性に合わせたデザイン、適切な雰囲気をつくる光の照明とします
 - …各施設の照明やサイン等との調和を図ります
 - …美しい照明空間を形成し、周辺地域へ波及させます
- ・安全・安心かつ快適性の確保
 - …歩行者、自動車通行等の安全・安心かつ快適性に配慮した照明とします
 - …誘導性や方向性の示唆や、サイン等の見やすさに配慮した照明とします
- ・光害への対策
 - …隣接する街区や区域内居住施設への漏れ光、上方光束、グレアの低減等に配慮します
 - …生活環境や病院等、自然環境との調和を図ります
- ・省エネ対策
 - …光効率の高い器具、光源の導入など省エネルギーに配慮した照明とします
 - …必要以上の明るさを与えない適用適所の照明配置とします

[街路灯イメージ]



街路灯イメージ

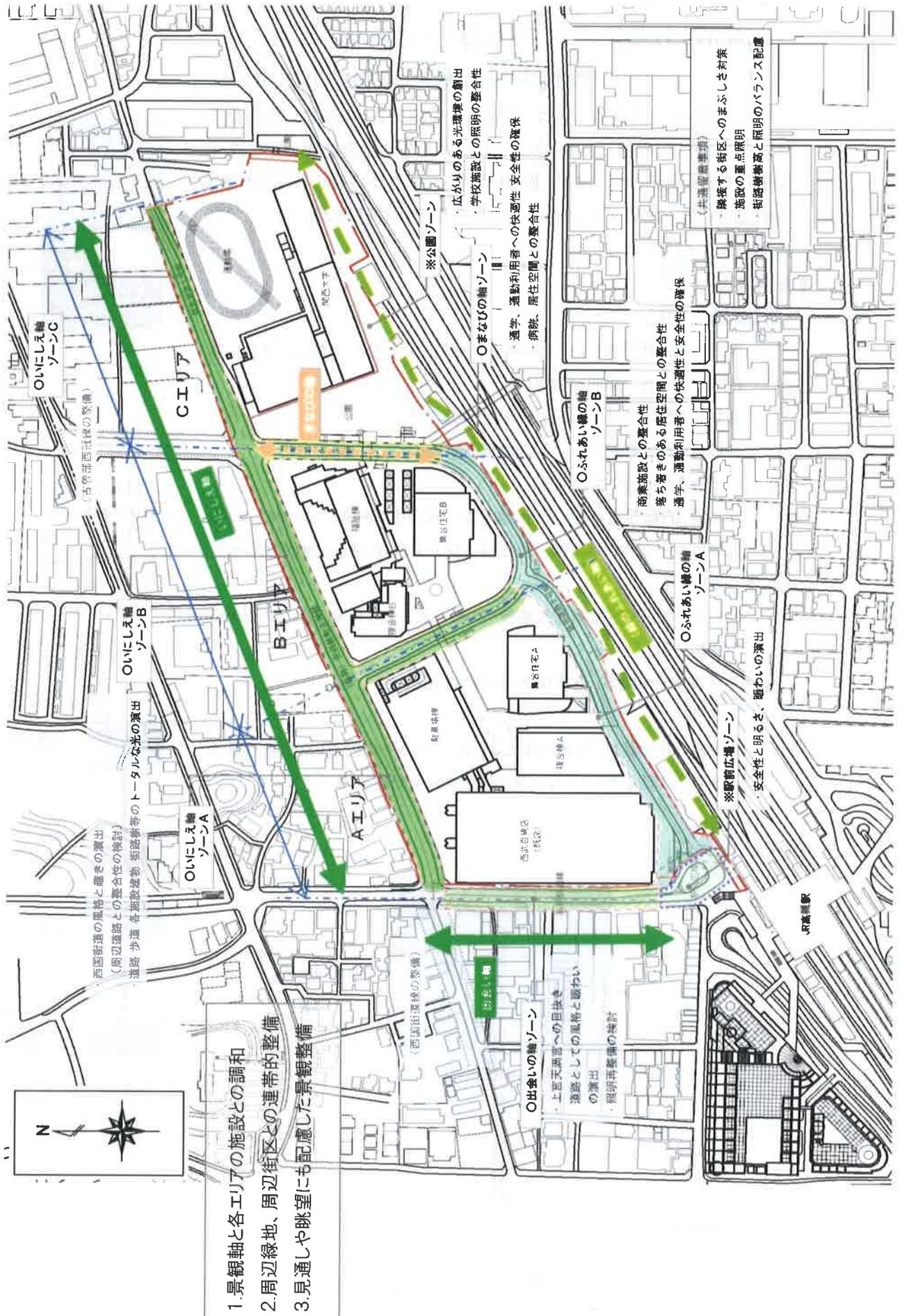
注1 【照明の明るさ】
輝度の基準がある
注2 【路面の明るさ】
照度の基準がある
注3 【路面の明るさの濃淡】
均斉度の基準がある



歩道照明イメージ

参考; 京都御池通り街路灯

〔照明整備計画のゾーニング〕



4-7. サイン・屋外広告物のデザイン

■サインデザイン

▼基本方針

—だれにでも分かり易く周辺環境に調和した
サインを計画します—

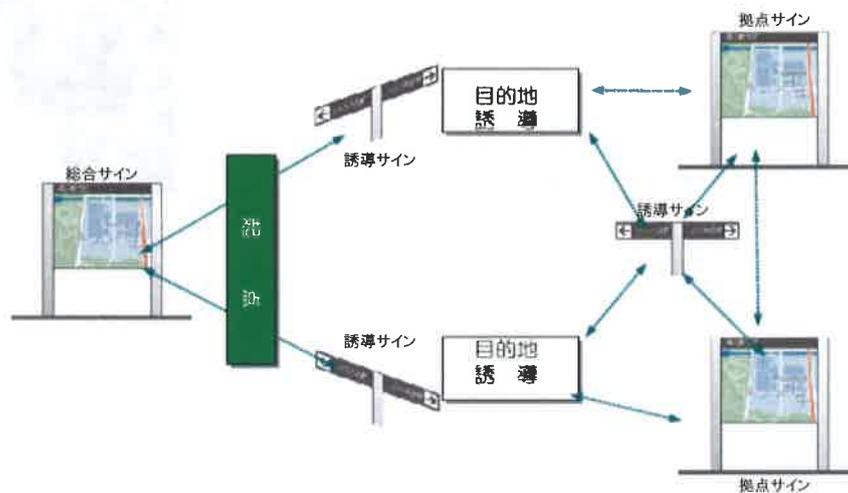
サインのデザイン・色彩・素材等は、建築物や街並み及び周辺環境との調和を図るとともに、地域における景観軸毎での統一性に努め、必要な情報伝達の的確性が発揮できるデザインとします。

また、ユニバーサルデザインにも配慮し、車椅子利用者や視覚障害者、歩行者等のだれもが利用しやすいものとします。

▼配慮事項

◇配置(拠点誘導によるサインシステム)

適切な配置とし、初めて訪れた際にだれもが迷わず目的地まで案内できるように考慮します。



案内誘導の基本方針は、上図のような、拠点サインを核とした「拠点誘導によるサインシステム」とします。

- ・総合サイン: 整備地区エリア全体の情報を提供するマップ+主要施設への誘導案内
- ・拠点サイン: 整備地区エリア全体の情報を提供するマップ+主要施設への誘導案内
細かい情報の提供
- ・誘導サイン: 主要施設への誘導案内

JR 高槻駅出口【総合サイン】

→(主要交差点の中間部分【誘導サイン】)

→主要交差点部【拠点サイン】→主要施設【個別の施設サイン】



◇素材・色・大きさ

全体としての統一感と、周辺環境との調和を図り、それぞれのエリアテーマ(色、形等)を基に、オリジナリティを持たせます。大きさは、街並みや建築物、周辺環境とのバランスに配慮し、統一されたデザインとします。

◇メンテナンス

サインの維持管理に関しては、耐久性の高い材質、表示方法、表示内容の更新修正の容易さを考慮し、設置後サインの美観を保つための清掃体制の検討も合わせて行います。

◇表示と提供情報

国際化に向けて外国語表記等による視認性の共通化とユニバーサルデザインに配慮します。



■屋外広告物のデザイン

▼基本方針

—周辺環境に配慮した屋外広告物を設ける事により、変化と統一感ある都市景観とします—

- ・都市景観に配慮し、建築物や街並みと調和のとれた、地域特性を考慮した、質の高いデザインとします。
- ・広告物はできるだけ集約させ、街並みに調和した位置、規模、素材、形状、色彩とし、質の高い景観形成を図ります。
- ・屋外広告物はガイドラインをベースに設計する事を基本とします。
- ・更に「高槻市屋外広告物条例」で定める基準について厳守します。

▼配慮事項

◇全体での配慮事項

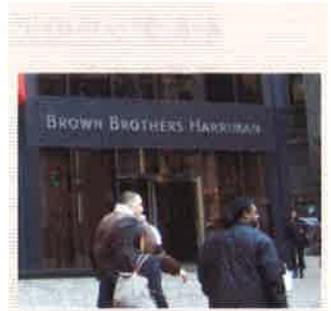
- ・自ら発光する広告物は、都市景観に配慮したものとする。
- ・地上設置の広告物は、十分安全に配慮しできるだけ集約して設置するものとし、できるだけ公益空間には設置しないものとする。
ただし、車の出入り口など安全上必要な場合及びサイン等の施設案内で交通上妨げにならず、安全に配慮されている場合はその限りではないものとする。
- ・可動式広告物は基本的に設置しないものとする。

◇出合い軸及び賑わい軸での配慮事項

- ・基本的に、窓面などの開口部には設置しないものとする。
ただし、既存店舗に関してはその限りではないものとする。

◇いにしえ軸、まなびの軸及び緑のふれあい軸での配慮事項

- ・屋外広告物以外の社名(施設名、店舗名)およびロゴマークを設置する場合においては都市景観に配慮したものとする。
ただし、既存店舗に関してはその限りではないものとする。
- ・商業施設の広告物、広告幕や横断幕的な屋外広告物、屋上広告については、できるだけ設置しないものとする。ただし、商業・業務の用途を含む施設に関してはその限りでないものとする。
- ・自家広告以外については、できるだけ設置しないものとする。
- ・できるだけ窓面などの開口部には設置しないものとする。
- ・できるだけ袖看板は設置しないものとする。ただし、商業・業務の用途を含む施設に関してはその限りでないものとする。
- ・できるだけデッキレベルから上部2層分(10m)程度の設置とする。
- ・ただし、西武百貨店及び複合棟Aに面する部分については、出合い軸及び賑わい軸での配慮事項に準ずるものとする。



4-8. デッキのデザイン

▼基本方針

一人が集まり賑わいや憩いのある

安全・安心かつ快適な空間をデザインします—

デッキは、JR高槻駅から改札口レベル(2F)で西武百貨店、計画地のA・Bエリア各施設、公園エリアから周辺地域を結び、更にJR線路敷を横断して、線路南側へと繋がります。既存の南口デッキ及び北口再開発デッキとともに、JR高槻駅を中心とした、北東地区への広域な範囲での歩車分離が可能となり、更に広範囲で安全・安心かつ快適な歩行者ネットワークを形成することができます。この公共・公益性の高いデッキは、当地区のまちづくりにおいても最も重要な要素の一つであり、街並みに調和した、だれもが安全・安心かつ快適に利用できる広場等と合わせた歩行者空間の形成が、このまちづくりの最大の魅力となります。

Aエリアには、賑わいとふれあいのショッピングストリートに、人々が集う広場を中心とした楽しさあふれる商業空間を、Bエリアには、潤いと安らぎのある、緑のコミュニティー広場を中心とした住居系空間を形成し、市民の憩いの場及び防災拠点となる公園へと繋がります。

それぞれのエリア、建築物の特性を活かしつつ、緑豊かな変化と統一感のある魅力的な景観と歩行者専用空間を形成します。

▼配慮事項

◇まちづくりとデッキ

デッキは、安全・安心かつ快適な歩行者専用空間として、当地区のまちづくりにおいても最も重要な構成要素です。建築物から独立したものとして計画するのではなく、建築物の一体施設として考え、デッキに面する施設部分は歩行者が楽しく歩ける空間となるような施設計画とします。

また、デッキ階からの施設への出入口、各エリアでの公道への連絡のための階段、エレベーターの設置等、利用者の利便性に十分配慮した計画とします。

更に、施設間のオープンスペースには、施設とデッキを一体として複合的に考え、それぞれ魅力的な広場空間を計画します。

◇デッキの基本仕様

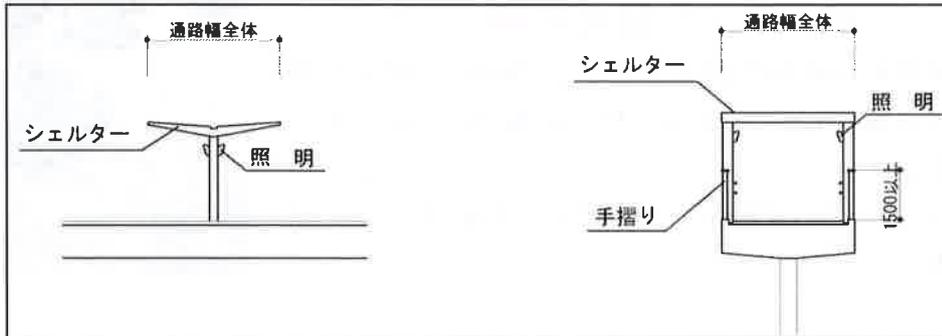
デッキは、安全・安心かつ快適な構造とし、当地区の街並みと調和したデザインとします。デッキの幅員は、単独部分ではそれぞれの地区計画に定められたものとし、施設サイドの部分については施設と一体となるような計画とします。

素材については、趣を大切に当地区のまちづくりにふさわしい、経年変化に対しても耐久性のある素材の使用を推奨します。



シェルターに関しては、日よけ機能も重要となるので、終日ほぼ日陰になるような部分を除いては、日射対策にも十分配慮します。

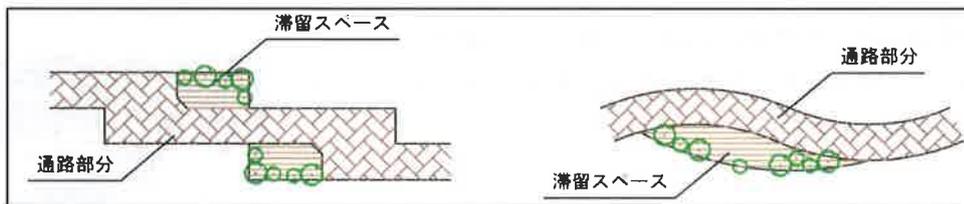
緑豊かなデッキ空間とするために、広場や休憩コーナーでは様々な方法での緑化を行います。



デッキのデザイン (案)

◇緑豊かで変化のある空間

通路部においては、長い同一直線で単調にならないように、曲線を用いたり、雁行させるなど、滞留スペースと併せ十分な配慮を施します。



デッキ上の滞留スペース (案)

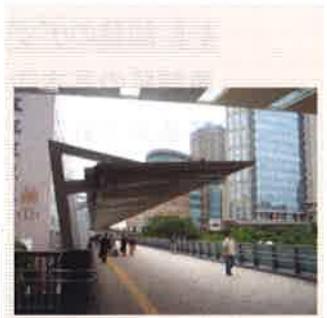
デッキには、通路部の他に滞留スペースやポケットパークを設け、緑の植栽を施します。また、手摺り部にも通行の妨げにならないよう配慮し、植栽に努めます。



デッキ上の緑化 (案)



デッキ手摺の緑化 (案)



4-9. 舗装のデザイン

■ 舗装の基本的な考え方

▼ 基本方針

— インターフェイスゾーン

— で統一された舗装空間とします —

- ・ 風格と趣きのある高槻市駅前の当地区において、緑豊かな美しい街並みをベースとして洗練されたシンプルなデザインを基調とするとともに、歩きやすい舗装とします。
- ・ まちづくりの骨格となる5つの景観軸に沿った変化と全体の統一感に配慮した舗装とします。

▼ 配慮事項

◇ 景観との調和

- ・ 各エリア及び各軸の景観デザインを踏襲した素材・色彩・パターン等に配慮した選定とします。
- ・ 当地区の周辺地域や、隣接道路の舗装等、地域性にも配慮したものとします。

◇ 快適性の確保

- ・ 歩きやすい素材の選定と、無理のない舗装の組合せとします。
- ・ 雨天時にすべりにくく、足への負担がかかりにくい等ユニバーサルデザインに対応した素材を選定します。

◇ 環境対策

- ・ 舗装面及び建築物からの照り返し等を軽減する素材や、輝度の低い色彩等の選定とします。（緑の多用による輻射熱の軽減等の対策も含む）
- ・ 持続性の高い素材等を選定します。



4-10. ストリートファニチャー等のデザイン

▼基本方針

—安全・安心かつ快適性に配慮し、 何度でも来たくなるような空間とします—

ストリートファニチャー等^{注1}の設置及びデザインにあたっては、利用者の活動などを踏まえつつ、良好で変化と統一感のある景観形成を図るために周辺環境に調和したものを必要最小限設置し、良好な維持管理を行うこととします。

それぞれのストリートファニチャー等は、施設計画・設計、外構整備等と一環して行い、建築物や街並みと調和のとれた、街全体として変化と統一感のあるデザインとします。

▼配慮事項

◇ベンチ

ベンチは植栽柵の縁石や施設の一部を活用するように計画し、環境に調和するよう配慮し、歩道部分には原則として設置しないものとします。

◇案内・表示板

案内・表示板などは、わかりやすく、統一感のあるデザインとします。

◇パーゴラ^{注2}等

パーゴラ等は、利用者の安全・安心かつ快適性を考慮し、環境に調和したデザインとします。素材については、趣を大切にされた当地区のまちづくりにふさわしい、経年変化に対しても耐久性のある素材の使用を推奨します。

◇ポラード^{注3}

ポラードはシンプルな趣のあるデザインとし、景観軸に調和するものとします。素材については当地区のまちづくりにふさわしい、経年変化に対しても耐久性のある素材の使用を推奨します。

◇横断防止柵

横断防止柵は舗装や植栽等との調和を図り、シンプルな趣のある、あまり目立たないデザインとします。素材については当地区のまちづくりにふさわしい、経年変化に対しても耐久性のある素材の使用を推奨します。

◇喫煙スペース

喫煙スペースについては、まちの景観の美化を考え設置します。また、シンプルな趣のある、あまり目立たないデザインとします。素材については当地区のまちづくりにふさわしい、経年変化に対しても耐久性のある素材の使用を推奨します。

◇その他

道路照明灯、信号柱、キュービクル^{※4}等道路付属施設については、舗装・植栽等と併せて景観軸に調和するデザインとすること。その他のものについては、そのつど行政協議の上、検討するものとします。

注1 【ストリート
ファニチャー等】
道路・広場及び公園など屋外の公共空間に設置される屋外装置物を総称するもの



注2 【パーゴラ】
つる性の植物をからませる木材などで組んだ棚のこと(日本では藤棚が一般的である)

注3 【ポラード】
車の進入を防いだり、歩道と車道の分離などに使用される車止めのこと

注4 【キュービクル】
受電用の機器を極力整理簡素化して、これに配線し、接地した金属箱内にコンパクトに収めた高圧受電設備のこと

4-11. 色彩計画

▼基本方針

—明るく落ち着いた、

趣と温かみのある街並み景観—

高木の地に培われて来た歴史の薫りを感じることで、趣と温かみのある色彩景観とします。但し、暗い感じにはならないよう、明るく落ち着いた、緑と調和する変化と統一感のある色彩の街並み景観とします。

▼配慮事項

◇ベースカラーとアクセントカラーの考え方

・ベースカラー^{注1}

街並みの印象に関わる基本要素となるため、彩度を抑えた明るく温かみの有る、緑と調和する趣のあるアースカラーを基調とします。

また、柱・梁・壁やコーナー部での色彩や色調を変えたりする事で変化をつけます。

・アクセントカラー^{注2}

アクセント的に使われる色彩は、バランス良く効果的にデザインすることが重要で、景観にメリハリや変化をつけるためには、たいへん有効です。彩度の高い色や明度の低い色をアクセントカラーとして使う場合は、色彩の基準範囲によらずに判断するものとします。

(但し、全体からの割合としては小面積であっても、その面積自体が大きいものに関しては検討を要するものとします。)

◇色彩の基準

ベースカラー(基調色)は、マンセル値で次の範囲のものを推奨します。

- ・色相 10R ~ 10YR(温かみの有るYRからRの範囲)
- ・明度 6.0 以上(※無彩色についてはその限りではありません)
- ・彩度 2.0 以上 4.0 以下

石材やレンガ、自然素材、及びガラス、金属などの単色で表せないものについては、上記のマンセル値等によらずに判断するものとします。

また、道路照明用柱や信号柱、キュービクル、横断防止柵等の道路付属施設及びフェンスやネット等については、明度の低いあまり目立たないものとします。

◇推奨色の例

マンセル値	2.5Y9/2	5Y8.5/3	7.5Y9/3
色票番号	22-90D	25-85F	27-90F
マンセル値	2.5Y8/4	2.5Y9/4	10Y9/4
色票番号	22-80H	22-90H	29-90H
マンセル値	2.5Y7/4	5Y8/4	10Y8/4
色票番号	22-70H	25-80H	29-80H

※色票番号は社団法人日本塗料工業会のものを表します。



注1【ベースカラー】

対象物全体の大きな色
(建築物の壁面等)

注2【アクセントカラー】

ベースカラーに対して小面積
で配する色

5. デザインガイドラインによる景観形成

『デザインガイドライン』に沿った質の高いまちづくりを行う事により、グレードの高い空間を提供する事ができ、まちのブランド力が向上し人の集まる賑わいのあるまちづくりを進めることができます。ガイドラインによって形成される空間は、景観に対する意識が高まっている時代において、多大なる魅力的な空間になると考えます。

この『デザインガイドライン』は、J R高槻駅北東地区のまちづくり活動の集大成である景観形成及び将来の都市イメージの概要を示したものです。都市の設計・整備後においてもガイドラインに基づいて都市景観を維持管理する事により、永続的に質が高く賑わいのある空間の維持を進める事ができると考えています。このガイドラインをベースに、より質の高い景観を将来に渡って実現させていきます。

発行：平成20年7月1日

J R高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会